

議案第 6 1 号

北本地区衛生組合の規約の変更及び財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 8 9 条の規定により、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和 6 年 4 月 1 日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合規約の変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

別紙 1

北本地区衛生組合規約の一部を変更する規約

北本地区衛生組合規約（昭和39年指令39地第4, 186号）の一部を次のように変更する。

第2条中「久喜市及び吉見町」を「吉見町及び宮代町」に改める。

第3条中「（久喜市においては、別表に掲げる区域に限る。）」を削る。

第5条第1項中 「久喜市 3人 吉見町 3人」を「吉見町 3人 宮代町 3人」に改める。

第13条第2項中「（久喜市においては、別表に掲げる区域の人口とする。）」を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

（事務の承継）

- 2 変更前の第3条に規定する事務の承継については、鴻巣市、北本市、久喜市、吉見町及び宮代町の協議により別途定める。

（経費）

- 3 令和6年度及び令和7年度に限り、第13条第1項の規定により負担する経費については、変更前の組合市町及び宮代町の協議により別途定める。

別紙 2

北本地区衛生組合の規約の変更に伴う財産処分について

規約変更前の組合におけるすべての財産は、規約変更後の組合が承継するものとする。

なお、精算が必要となる場合においては、事務の承継の例によるものとする。